

# 電気通信事業分野における市場検証に関する 年次計画(平成28年度)(案)の概要

---

平成28年6月24日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課

- 平成28年度の電気通信事業分野における市場検証に関する**重点事項**や電気通信市場の分析・検証、電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する**実施方針**等を示すものとして策定・公表。

## 平成28年度の重点事項

- 平成28年度の重点事項は、以下の2事項とする。

- ①**固定系通信・移動系通信における卸及び接続**
- ②**消費者保護ルールに関する取組状況**(※)

(※)「電気通信事業の利用者保護規律に関する監督の基本方針」(平成28年5月20日)に基づき、電気通信市場検証会議とは別の会合の場を中心に分析・検証を実施。結果等について電気通信市場検証会議に報告する等、緊密に連携。

## 電気通信市場の分析に関する実施方針

- 電気通信事業分野の各サービス市場の競争状況や市場動向について、電気通信事業報告規則に基づく報告内容や電気通信事業者・利用者へのアンケート結果等に基づき、定量的・定性的に分析。
- 変化の激しい電気通信市場の動向を適切に分析するため、分析対象や分析手法、必要となるデータやその収集方法等について検討を行い、当該検討結果を順次取り入れながら分析を実施。

### 【重点事項を踏まえた分析(例)】

(固定系通信):① FTTHアクセスサービスの提供形態別(自己設置・接続・卸電気通信役務)の競争状況

② 卸電気通信役務を活用したFTTHアクセスサービスの競争状況

③ 卸電気通信役務を活用したFTTHアクセスサービスと移動系通信サービス・インターネット接続サービスとの間における相互の影響 等

(移動系通信):① MVNOサービスの区分別(SIMカード型、通信モジュール等)の競争状況

② MVNOサービス・MVNEサービスの提供実態(事業者間連携の構造等)

③ MNOとMVNOの競争状況(データ通信接続料の推移等を含む) 等

- 固定系通信・移動系通信との連携、異業種との連携サービスの進展を踏まえ、これらの連携サービスが競争に与える影響を分析する手法等について研究を実施。

## 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に関する実施方針

- 重点事項を中心に、定期的・継続的にヒアリング等を実施し、法令やガイドライン等の遵守状況を確認。サービス提供に係る課題等についても聴取。

### (1) 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- NTT東西及びNTT東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に対し、「サービス卸ガイドライン」の対応状況等について確認。卸先事業者に対しては、サービス提供に当たっての課題等も聴取。

(確認項目(例)) 競争阻害的な料金の設定等、各種の不当な差別的取扱い、卸先事業者に対する不当な規律・干渉、排他的な割引サービス、関係事業者と一体となって行う排他的な業務の有無 等

### (2) 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

- 二種指定設備設置事業者及びその特定関係法人並びにMVNOに対し、卸電気通信役務の提供状況や改正電気通信事業法及び「MVNOガイドライン」により充実が図られた接続制度への対応状況について確認。MVNOに対しては、サービス提供に当たっての課題も聴取。

(確認項目(例)) 接続条件の内容等、他の電気通信事業者が接続を円滑に行うために必要な情報に係る要望状況及び対応状況、卸電気通信役務に関する不当な差別的取扱い 等

### (3) 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制に関する業務の状況等の確認

- 第一種指定電気通信設備・第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者(NTT東西、NTTドコモ)に対し、禁止行為規制等の非対称規制に対する対応状況等について確認。

(確認項目(例)) 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供、特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い等、製造業者等への不当な規律・干渉等の有無、業務委託子会社等に対する監督 等

### (4) NTT東西に係る公正競争要件の確認

- NTT東西が提供する活用業務について、地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営まれているかについて確認。

## 電気通信市場の検証に関する実施方針

- 電気通信市場の分析、電気通信事業者の業務の適正性等の確認の結果を踏まえ、公正競争環境及び利用者利便の観点から検証。電気通信市場・利用者への影響の観点から重要となる課題等を整理。

### (1) 固定系通信に関する市場の検証

(公正競争環境に関する検証の観点(例))

- 自己設置・接続・卸電気通信役務それぞれの提供形態ごとの間で公正競争が確保され、料金・サービスの多様化・低廉化が促進されているか。
- 医療・教育分野や製造業・農業・サービス業等の様々な分野・産業においてFTTHアクセスサービスの利用が促進されているか。

(利用者利便に関する検証の観点(例))

- 新サービスの創出等により、利用者のサービス選択の幅が拡大され、利用者の満足度が向上しているか。
- FTTHアクセスサービスを提供する事業者が増加することで競争が進み、FTTHアクセスサービスの料金水準の低廉化が促進されているか。
- FTTHアクセスサービスの選択において、利用者がニーズに応じた合理的な選択ができているか。

### (2) 移動系通信に関する市場の検証

(公正競争環境に関する検証の観点(例))

- MNO間、MNOとMVNO間、MVNO間の公正競争が確保され、料金・サービスの多様化、低廉化が促進されているか。
- MNO間で料金・サービスを中心とした競争が進展しているか。

(利用者利便に関する検証の観点(例))

- ライトユーザ向けの料金プランや期間拘束・自動更新付契約の見直し等により、利用者利便の向上・利用者の満足度の向上につながっているか。
- MVNO等の普及・活発な事業展開により、利用者のサービス選択の幅が拡大しているか。
- SIMロック解除の進展等により、利用者が事業者変更・サービス変更をする際のスイッチングコストが低廉化しているか。



- 市場検証に関する基本的な考え方や重点事項等を示す「基本方針」を策定・公表。
- 各年度における重点事項、分析・検証の実施方針等を示す「年次計画」を毎年度策定・公表。
- 料金政策や消費者保護政策に係る市場動向も含む電気通信市場全般の動向について分析・検証を実施するとともに、定期的・継続的に電気通信事業者の業務の適正性等の確認を実施。
- 毎年度の分析・検証の結果等について「年次レポート」を策定・公表。今後、重点的に取り扱う課題・取組等を次年度の「年次計画」に反映。
- 市場検証プロセスの運用に当たり、学識経験者等で構成する「電気通信市場検証会議」からの助言を踏まえ、各取組を実施。

## 新たな市場検証プロセス

### 電気通信市場検証会議

客観的かつ専門的な見地からの助言

基本方針

年次計画

市場分析

各種データの収集・市場動向等の分析

市場の検証

公正競争環境及び利用者利便に関する検証

電気通信事業者の業務の  
適正性等の確認

定期ヒアリングによる確認  
(必要に応じ、報告徴収等を実施)

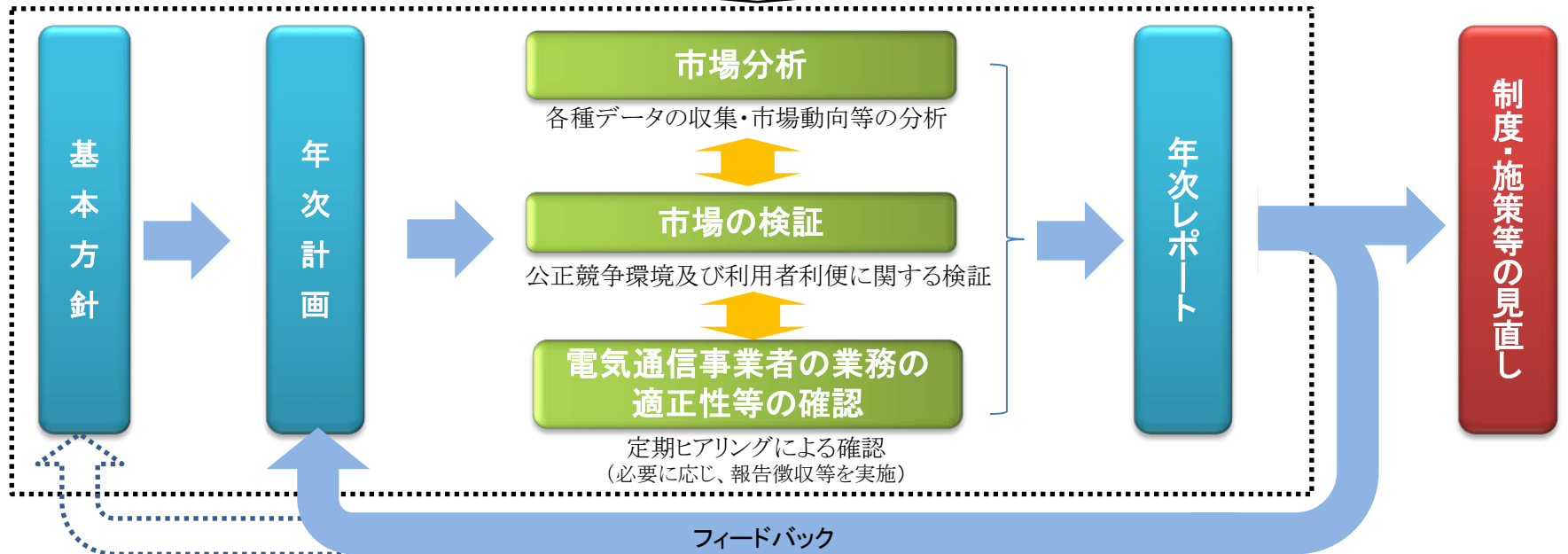
年次レポート

制度・施策等の見直し

電気通信事業法をはじめとする  
法令、ガイドライン等へ反映

フィードバック

検証期間の終了後見直し





- 電気通信事業分野における**市場検証プロセスの予見性及び透明性を確保し、市場検証に関する基本的な考え方**や**重点事項、検証プロセスの全体像**を示すものとして策定・公表。

## 1 本方針の対象期間

(※)改正電気通信事業法の施行後3年経過時に、改正後の規定の施行状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づき所要の措置を講ずるものとされている。

- **改正電気通信事業法附則第9条**(※)に基づく検討に資するため、本方針に基づく検証を「平成28年夏から平成31年夏」までの「**3年間**」とする。

## 2 市場検証に関する基本的な考え方

### ● 予見性及び透明性の確保

- ・ 市場検証を適切に実施するためには、検証プロセスの予見性及び透明性を確保することが重要。  
⇒ 検証プロセスの全体像を示す**基本方針**をあらかじめ定め、**公表**(※)。(※)意見公募を実施。

### ● 市場動向の分析・検証の充実

- ・ 事後規制を基本とする電気通信事業法の枠組み・政策体系の中で、変化の激しい電気通信事業分野における公正競争を確保し、利用者利便を確保するためには、市場の動向を的確に把握し、適切に分析・検証を行い、政策展開に反映することが重要。  
⇒ **料金政策や消費者保護政策に係る市場動向**を含む**電気通信市場全般の動向**について分析・検証を実施。

### ● 電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化

- ・ 事後規制の実効性を確保するためには、定期的・継続的に情報収集を行い、電気通信事業者の事業運営を確認し、業務の健全性や適正性に係る問題の早期発見、改善の取組を推進していくことが重要。  
⇒ 随時に実施してきたヒアリング等を充実させ、**重点的に検証する事項(重点事項)**を中心に**定期的・継続的にヒアリング等**を実施。

## 3 重点事項

- 改正電気通信事業法を踏まえ、次の**4事項**を基本とする。各年度の重点事項、分析・検証の実施方針等は「**年次計画**」に定め、**公表**。

- ① **固定通信・移動通信における卸及び接続**    ② **移動通信における禁止行為規制の緩和の影響**    ③ **グループ化の動向**  
④ **消費者保護ルールに関する取組状況**

- 改正電気通信事業法の施行や市場動向等を勘案し、①を**1年目の重点事項**、②・③は**2年目以降の重点事項**とすることを基本とする。④は**1年目から継続して重点事項**とする。(※)必要に応じ、①～④以外にも各年度の重点事項に追加(年次計画に記載)。